

国の地方出先機関の見直しをめぐる議論

原 田 光 隆

- ① 現在、政府の地域主権戦略会議において国の地方出先機関の見直しが主要テーマの一つとして議論されている。国の組織である出先機関の見直しはもっぱら国の行政組織上の問題のようにも見えるが、出先機関の在り方が地方自治に密接に関わっていることから、歴史的にも地方分権推進の議論の中で採り上げられるケースが見られた。
- ② 現在、府・省及び委員会・庁には、その所掌事務を地方において分掌させるために地方支分部局が置かれており、その業務は多岐にわたっている。その職員数も約 18.8 万人（平成 23 年 7 月 1 日現在）と、国の行政機関の定員の約 6 割を占めている。
- ③ 終戦直後、都道府県知事の公選化などの地方制度の見直しに伴い、国の出先機関が数多く設置され、これに対して、審議会の答申等において見直しの必要性が早くから指摘されていた。昭和 40 年代中頃から本格的な取組みが見られるようになったとされるが、その当初の議論は、主として行政改革の観点からのものであった。
- ④ 近年、地方自治の強化の観点からも出先機関の見直しが活発に議論されるようになってきているが、事務・権限等の地方移譲に向けた地方公共団体の体制整備、出先機関職員の地方移管などの課題や総合出先機関設置の是非といった論点が指摘されている。
- ⑤ 諸外国（米英独仏）においても、国の出先機関が各地に設置されているが、国と地方の役割分担や自治体への委任事務の有無などにより事情が異なっている。

国の地方出先機関の見直しをめぐる議論

行政法務課 原田 光隆

目 次

はじめに

I 国の出先機関の現状

- 1 出先機関の定義・性格
- 2 出先機関の設置
- 3 出先機関の定員

II 国の出先機関の見直し論議

- 1 出先機関の沿革及び見直しの経緯
- 2 見直しの根拠
- 3 地方自治の強化の観点からの主な課題、論点

III 諸外国における国の出先機関

- 1 アメリカ
- 2 イギリス
- 3 ドイツ
- 4 フランス

おわりに

はじめに

近年、国の地方出先機関（以下「出先機関」という。）の見直し論議が進められ、平成20年12月の地方分権改革推進委員会（以下「分権改革委」という。）の「第2次勧告」⁽¹⁾は、事務・権限や組織の見直し、人員削減などを政府に求め、また現在も政府の地域主権戦略会議において議論されているところである。国の組織である出先機関の見直しはもっぱら国の行政組織上の問題のようにも見えるが、出先機関の在り方が地方自治に密接に関わっていることから、歴史的にも地方分権推進の議論の中で採り上げられるケースが見られた。

本稿では、出先機関の現状、その見直しに当たった課題や論点を整理し、諸外国の例を紹介する。なお、各出先機関の個別分野に係る論点等については必要最小限の記述にとどめ、出先機関一般について扱うこととする。

I 国の出先機関の現状

1 出先機関の定義・性格

我が国では、内閣の下に府や省が置かれ、それらの外局として委員会や庁が置かれている

（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第2条及び第49条並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第3項）⁽²⁾。これら府・省及び委員会・庁は、その所掌事務を地方において分掌させるために地方支分部局を置くことができ（内閣府設置法第43条第2項及び第57条並びに国家行政組織法第9条）、一般にこれらが（地方）出先機関と呼ばれている⁽³⁾。なお、審議会又は協議会及び試験所・医療施設等を地方に置くことがあり、広義にはこれらをも含めて（地方）出先機関と呼ぶこともあるが⁽⁴⁾、本稿においては、狭義の（地方）出先機関、すなわち地方支分部局を中心に論じていくものとする⁽⁵⁾。

出先機関の業務は多岐にわたっており、①公共事業の実施、徴税や公共財の管理などの現業的な業務を行う機関（地方整備局や税関など）の他に、②審査や調停等を行う機関（公正取引委員会事務総局地方事務所や中央労働委員会事務局地方事務所など）、③取締りなどを中心に行う機関（地方入国管理局、管区海上保安本部、労働基準監督署など）、④企画や調整から助成、取締り等まで広範な業務を行う機関（沖縄総合事務局、財務局など）がある⁽⁶⁾。

中には、他の省庁の所掌事務を行う出先機関もあり、内閣府の出先機関である沖縄総合事務局は、内閣府の所掌事務の一部を実施するほか、

(1) 地方分権改革推進委員会「第2次勧告～『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（平成20年12月8日）

(2) 「外局」は、省又は内閣府の主任の大臣の統括の下に置かれながら、組織的には内部部局とは異なった独立性を有する行政機関であり、例としては、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁や公安調査庁などがある（藤田宙靖『行政組織法』有斐閣、2005、p.139.）。なお、食品安全委員会（内閣府）や国地方係争処理委員会（総務省）など「委員会」の名称を持つ合議制機関もあるが、国家行政組織法第8条等により置かれる審議会等であり、性格を異にする。

(3) 園部逸夫・大森政輔編『新行政法辞典』ぎょうせい、1999、p.752。（浦東久男執筆）；佐藤功『行政組織法（新版・増補）』（法律学全集7-I）有斐閣、1994、p.199；宇賀克也『行政法概説Ⅲ 行政組織法／公務員法／公物法（第2版）』有斐閣、2010、p.216；同上、pp.142-143。

(4) 竹内昭夫ほか編『新法律学辞典（第3版）』有斐閣、1989、p.1026。

(5) なお、警察庁に「地方機関」という名称で管区警察局などが置かれている（警察法第30条第1項等）。これは、同庁が内閣府設置法第56条の「特別の機関」として国家公安委員会に置かれ、同法第57条及び国家行政組織法第9条の地方支分部局に関する規定の適用がないことから、「地方支分部局」の名称を用いることを避けたとされる（警察制度研究会編『警察法解説（全訂版）』東京法令出版、2004、pp.153-154、221.）。一般にこれらは地方支分部局に準ずる組織体として扱われており、本稿でもその例に倣うこととする。同様の例として、公正取引委員会事務局の地方事務所、中央労働委員会事務局の地方事務所などがある。

他省の出先機関である財務局や地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局等の事務も分掌することとされ（内閣府設置法第44条第1項）、それぞれの主務大臣等の指揮監督を受ける（同条第2項）。

2 出先機関の設置

(1) 設置根拠

内閣府設置法第43条第2項及び第57条並びに国家行政組織法第9条において、府・省及び委員会・庁には、法律の定めるところにより、地方支分部局を設置することができることとされ、実際には各府省の設置法等に基づき設置されている（巻末表参照）。出先機関の総称及び所掌事務は法律で定めるが、個別の名称、位置、管轄区域等は政令や省令で定められる。さらに、多くの場合、各法律の規定に基づき、出先機関の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支所や事務所等を置く、あるいは各行政機関の長はこれらを置くことができるとされている（内閣府設置法第47条や国土交通省設置法（平成11年法律第100号）第32条・第34条・第36条・第37条など）。

また、地方自治法（昭和22年法律第67号）第156条第4項において、地方支分部局などの「国

の地方行政機関」⁽⁷⁾の設置には、国会の承認を経なければならない、その設置や運営に要する経費は国が負担しなければならないとされている（ただし、適用除外される機関⁽⁸⁾がある（同条第5項））。この立法趣旨は、国の出先機関等の濫設によって、地方公共団体の自治行政が圧迫されることを防止することにある⁽⁹⁾。

(2) 管轄区域

出先機関の設置単位は、一般的に、その管轄区域が、都道府県の区域を越えた広域的な地域のもの（管区又はブロック）、おおむね府県の区域のもの、府県区域未満のものがある。この他にも、宮内庁の京都事務所のように、必要に応じて特定の地に置かれるものもある。

ブロック単位で設置される出先機関は、その管轄区域が各出先機関によって若干異なっており、各出先機関の業務に関して、地域的特性や歴史的経緯、行政の効率性などの観点から設定されている⁽¹⁰⁾。

3 出先機関の定員

我が国の行政機関の定員は、約30.1万人（平成23年度末）⁽¹¹⁾であるが、平成23年7月時点の出先機関の定員は約18.8万人となっており、

(6) 小西敦「8 国の地方行政機関」高部正男編著『執行機関』（最新 地方自治法講座⑥）ぎょうせい、2003、pp.141-143、等

(7) ここでいう「国の地方行政機関」とは、およそ国会及び裁判所の系列に属する立法及び司法機関以外のすべての国の地方行政機関とされ（松本英昭『新版 逐条地方自治法（第5次改訂版）』学陽書房、2009、p.509.）、地方支分部局の外に、研究機関などの施設等機関（国家行政組織法第8条の2等）などを含めたより広い概念であると解される（同上、p.133.）。

(8) 司法行政及び懲戒機関、地方入国管理局の支局及び出張所並びに支局の出張所、警察機関、官民人材交流センターの支所、検疫機関、防衛省の機関、税関の出張所及び監視署、税関支署並びにその出張所及び監視署、税務署及びその支署、国税不服審判所の支部、地方航空局の事務所その他の航空現業官署、総合通信局の出張所、電波観測所、文教施設、国立の病院及び療養施設、気象官署、海上警備救難機関、航路標識及び水路官署、森林管理署並びに専ら国費をもって行う工事の施行機関。

(9) 松本 前掲注(7)、p.509.

(10) 地方分権改革推進委員会事務局「地方支分部局関係調査結果（データ更新）」（第22回地方分権改革推進委員会会議資料）（平成19年10月10日）内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/chousashiryou/01chousa/01chousashiryoul.pdf>> 例えば、静岡県を中部あるいは東海地方を中心とした管轄区域に含める機関（管区行政評価局や入国管理局、財務局、地方整備局など）と関東地方を中心とした管轄区域に含める機関（法務局や地方農政局、経済産業局）がある。

全体の約6割を占めている。定員の多い機関は、税務署がある国税局（約5.4万人）、労働基準監督署や公共職業安定所がある都道府県労働局（約2.2万人）、河川国道事務所や港湾事務所等がある地方整備局（約2.1万人）である。

出先機関の定員は、ここ10年間で約31.4万人減少しているが、その大半は、平成15年4月の郵政事業庁の日本郵政公社化（約28.2万人）⁽¹²⁾、平成22年1月の社会保険庁の日本年金機構化（約1.1万人）⁽¹³⁾によるものである。残りは、独立行政法人化や定員の合理化等による減少である。

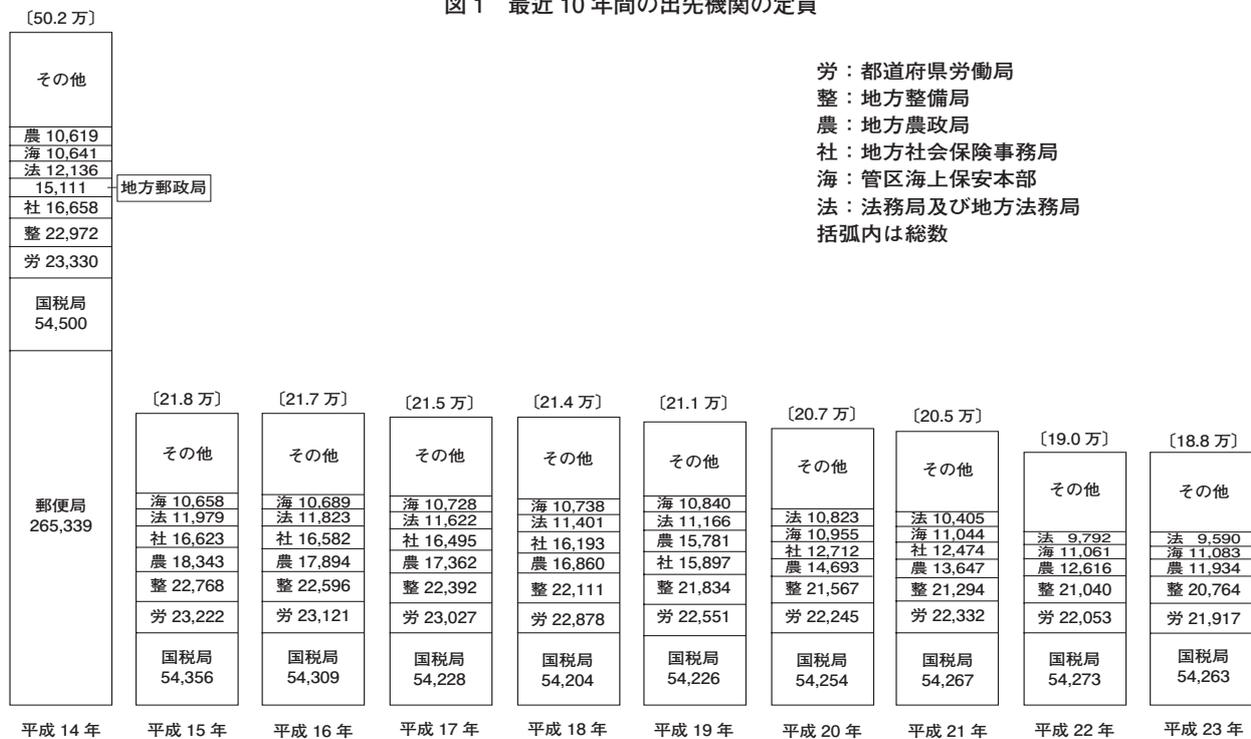
Ⅱ 国の出先機関の見直し論議

1 出先機関の沿革及び見直しの経緯

(1) 戦前から終戦直後まで

戦前においては、地方における国の行政事務は、特殊な事務について現在の出先機関に該当する特別地方官庁（大蔵省の税務監督局や農林省の営林局等）が処理していたが、ごく例外的であり、多くは現業的なものに限定されていた。その他の国の行政事務は、地方団体又はその長に委任する形で実施されていた（団体委任事務

図1 最近10年間の出先機関の定員



(注) 過去10年間で定員が1万人以上であった機関についてその名称を挙げ、それら以外は「その他」とした。原則として各年7月1日現在であるが、平成23年の地方農政局については、組織再編を反映し、9月1日時点。
 (出典) 平成14年から平成19年まで及び平成22年は、総務省行政管理局『行政機構図』各年版；平成20年及び平成21年は、「行政機構図」各年7月現在（平成21年1月13日及び平成22年2月25日時点の総務省ウェブサイト。国立国会図書館「インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project）」により収集。）；平成23年は、「行政機構図（2011年7月現在）」（総務省ウェブサイト）から筆者集計。

(11) 「平成23年度 機構・定員審査結果」総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf/satei_03_h23.pdf>
 (12) 総務省行政管理局「国の地方支分部局関係資料」（第10回地方分権改革推進委員会会議資料）（平成19年6月）内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/kaisai/dai10/10shiryoku4.pdf>>
 (13) 総務省行政管理局「国の行政組織等の減量・効率化の推進について（平成21年度減量・効率化方針）」（平成20年12月22日（平成21年3月31日一部改定））p.3. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/pdf/081222_090331_2.pdf>

と機関委任事務)。特に、府県については、地方団体であると同時に国の行政官庁（普通地方官庁）としての性格を有し、府県知事（官選）も地方長官（東京都長官、北海道庁長官、府県知事等の総称）として国の一般行政を担任し、内務大臣や各省大臣の指揮監督を受けていた。

戦後、昭和21年の地方制度改正により都道府県知事の公選制を導入することとなったが、国政事務の処理方法や特別地方官庁の在り方が問題となった。政府の地方制度調査会は、昭和21年12月の答申において、国政事務については、原則としてこれを府県に移譲し、事務の性質上移譲することが困難なものは、府県又は府県知事に委任するものとするとし、特別地方官庁も極力これを府県に統合することとした⁽¹⁴⁾。しかし、実際には、各省は、公選知事に対する不信感などから知事に国の事務を委任することを避け、従来地方長官の権限に属していた事項を主務大臣の権限に引き上げたり、行政事務の統一的処理を理由として、各省が地方に国直轄

の出先機関を設置する傾向が顕著になったとされ、臨時物資需給調整法（昭和21年法律第32号）に基づく物資割当てを所管する各省の出先機関や職業・労働行政関係の機関など数十種類に上る出先機関が設置された⁽¹⁵⁾。こうした傾向に対して、地方自治を損なうことが少なくないとして、その濫設を防止する必要性が指摘され、設置における国会の承認や経費の国負担を盛り込んだ地方自治法の改正がなされた⁽¹⁶⁾。

(2) 戦後から現在までの見直し論議

出先機関の見直しの必要性については、昭和20年代以降、各種審議会の答申などで度々指摘されてきた。主なものとしては、昭和23年6月の臨時行政機構改革審議会の最終報告及び勧告⁽¹⁷⁾や昭和32年10月の第4次地方制度調査会答申⁽¹⁸⁾、昭和39年9月の臨時行政調査会答申⁽¹⁹⁾などがあり、政府も出先機関の廃止や地方移譲を行ったものの⁽²⁰⁾、大きな進展は見られなかったとされ、行政改革に関する昭和44年と昭和

(14) 地方自治百年史編集委員会編『地方自治百年史 第2巻』地方自治法施行40周年・自治制公布100年記念会、1993、pp.88-92。

(15) 同上、p.144；佐藤 前掲注(3)、pp.202-203。

(16) 昭和22年法律第169号。同法の制定に当たって、特別地方官庁の濫設を防止したい内務省とそれに反対する大蔵省等の他省庁との間に激しい意見対立が見られた（自治大学校『戦後自治史 VII（昭和22・3年の地方自治法改正）』自治大学校、1965、pp.131-148。）。

(17) 出先機関の増設は地方自治の総合性を損ない、地方行政の民主化を阻む傾向がないとはいえないとし、①知事や都道府県への権限移譲、②出先機関の権限の明確化、③出先機関間の連絡緊密化と同一建物への集中、④職員の少数精鋭化、⑤ブロック単位の出先機関の区画設定の解決（道州制問題との関係）などの方針を示し、具体的な出先機関の統廃合などを勧告した。阿利莫二『出先機関の理論と課題—中央の出先機関について—』地方自治総合研究所、1982。

(18) 「地方制度の改革に関する答申」（昭和32年10月18日）。知事公選化などの府県制度に係る一連の改革は、全国一定水準の行政サービスを保障できないとし、国の地方出先機関の濫設により行政が複雑化し、国と地方の総合的・効率的な行政運営を妨げているなどとし、また、府県制度の区域や組織などの欠陥を是正するため、府県を廃止し、地方公共団体の性格と国家的性格を有する全国を7ないし9ブロックに区分した「地方」（仮称）を置くことが妥当とした。出先機関は、その事務を「地方」又はその機関に極力移譲し、廃止することとし、移譲できないものは、国の総合地方出先機関（「地方府」（仮称））に統合することとした。「地方」案に対しては、全国知事会や一部の学者らから反対論が出され、実現しなかった。

(19) 臨時行政調査会が昭和39年9月に取りまとめた各種改革意見。国の地方出先機関には、その設置目的から中央省庁の行政事務を地域的に分担する側面と、地方公共団体の実施機能を地域的に補完充足する側面があるとし、国と地方、中央省庁と出先機関の行政配分の在り方について勧告を行った（「行政事務の配分に関する改革意見」）。

(20) 「各省（庁）地方出先機関整理案」（昭和23年5月14日閣議決定）により、臨時物資需給調整法関係の出先機関廃止とその所掌事務の知事への移譲などが行われ、「行政機構刷新及び人員整理に関する件」（昭和24年2月25日閣議決定）の「都道府県又はそれ以下の区域を管轄区域とする各省各庁の地方出先機関は、原則としてこれを廃止し、その所掌事務は都道府県に移譲する」との方針に基づき、組織の統廃合や事務の地方移譲が行われた。

45年の閣議決定⁽²¹⁾のあたりから本格的な取組が見られるようになったと指摘されている⁽²²⁾。

今日に至るまでの国の出先機関の見直しは、主に行政改革あるいは地方自治の強化といった観点から議論されてきた⁽²³⁾。以下、それぞれの観点からの主要な取組を概観する。

(i) 行政改革の観点からの見直し

政府は、行政改革の一環として、昭和44年の閣議決定において、法務省、大蔵省、農林省、運輸省の出先機関の簡素合理化を示し、続く昭和45年11月の閣議決定において、ブロック単位機関の下に更に府県単位で設置されている機関については、原則5年の間に廃止する（特に必要がある場合には、現地的事務を処理する機関を所要の地に配置）などの方針を示した。これに基づき、5年間で大蔵省の財務局及び財務部の出張所の約4割の整理統合や農林省の食糧事務所の約8割の廃止などが実施されることとなった⁽²⁴⁾。

その後も、財政の硬直化を背景に行政の合理化、効率化を図るために、出先機関の整理再編成の方針が示され、支所や出張所などの第一線機関について、郵便局を除く約7,000か所のうち、約1,000か所（食糧事務所の出張所（全て）及び支所（1割）や財務局（部）の出張所（3割）など）を3～5年の間に整理することとし、ブロッ

ク単位機関や府県単位機関などについても、北海道にある営林局など計11か所を整理することとされた（昭和52年の閣議決定⁽²⁵⁾）。昭和55年からの行政改革でも、食糧事務所の出張所の全廃など29種230か所以上の出先機関の支所、出張所等（附属機関等を含む。）の整理合理化や、ブロック単位機関についても大蔵省の北九州財務局と南九州財務局の統合などが行われた⁽²⁶⁾。

第2次臨時行政調査会でも国の出先機関について審議され、特に昭和58年の最終答申⁽²⁷⁾では、出先機関の整理・再編合理化を提言している（ブロック単位機関を全国8ブロック化等の統合により約60機関削減、府県単位機関を同一省内複数系統の統合等により約230機関削減、支所・出張所等（郵便局及び税務署を除く。）を廃止や統合により約700機関削減すること。現業職員を除き、5年間で1万人程度の定員削減。）。これを受けて、昭和59年の行政改革大綱（運輸省の陸運局と海運局の統合や644か所の支所・出張所等の整理統合等）や平成元年の行政改革大綱（276か所の支所・出張所等の整理統合等）などにより、組織の整理統合や定員削減が行われた⁽²⁸⁾。

中央省庁の再編などを議論した行政改革会議は、平成9年12月の最終報告で、本府省の長から出先機関の長への権限移譲、出先機関の整理や定員削減などを示し、平成10年6月に成立した中央省庁等改革基本法（平成10年法律

(21) 「行政改革計画（第2次）について」（昭和44年7月11日閣議決定）及び「行政機構の簡素合理化の推進について」（昭和45年11月20日閣議決定）

(22) 佐藤英善「行政改革と法9 基本答申における国の出先機関の整理再編構想」『法律時報』54(9), 1982.9, pp.134-135. なお、昭和39年9月の臨時行政調査会答申については、比較的良好に遵守され、事務の合理化が進み、出先機関の増加傾向にも歯止めがかかったとの評価もある（宇賀 前掲注(3), p.218.）。

(23) 上林陽治「地方分権改革推進委員会『国の出先機関の見直しに関する中間報告』について」『自治総研』34(9), 2008.9, pp.33-37.

(24) 「地方支分部局の整理再編成について」（昭和45年12月22日閣議報告）

(25) 「行政改革の推進について」（昭和52年12月23日閣議決定）；行政管理庁史編集委員会編『行政管理庁史』行政管理庁, 1984, pp.259-261. その後も「行政の簡素、効率化の推進について」（昭和53年12月28日行政改革本部決定）や「行政の簡素、効率化の推進について」（昭和54年1月16日閣議了解）では、当面、前記昭和52年の閣議決定の既定方針により、支所、出張所等の整理計画を着実に実施するとした。

(26) 「昭和55年度以降の行政改革計画（その1）の実施について」（昭和54年12月28日閣議決定）；「地方支分部局の整理再編について」（昭和55年3月28日閣議決定）

(27) 「行政改革に関する第5次答申」（昭和58年3月14日）；行政管理庁史編集委員会編 前掲注(25), pp.904-905.

第103号)第45条において、政府は、出先機関の整理及び合理化のために必要な措置を講ずるものとされた(出先機関の再配置、統合及び廃止、内部組織や職員定員の整理及び合理化等(第1号)、府省の編成に併せて、できる限り、同一府省に置かれるブロック単位機関及び府県単位機関の総合化(第2号～第3号)、本府省の長から出先機関の長への許認可等の権限委任(第6号)など)。これを受けて、政府は、府省編成にあわせたブロック単位機関や府県単位機関の総合化など整理・効率化を行った(建設省の地方建設局と運輸省の港湾建設局の地方整備局への統合など)⁽²⁹⁾。

近年では、平成18年6月に公布された簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第44条第1項において、国の行政機関の定員を平成18年度からの5年間で5%以上(平成17年度末定員比)純減させることとされ、その実現のために、出先機関について、地方公共団体への補助金交付などの事務の減量や地方への権限移譲などの措置を講ずるほか、組織の統合、廃止及び合理化を推進するとした(第47条)。政府は、同法等を受けて定員の純減に関する方針⁽³⁰⁾を示し、平成16年の行政改革に関する方針等⁽³¹⁾と併せて、出先機関の人員削減や組織の統廃合などの見直しを行ってきた。

(ii) 地方自治の強化の観点からの見直し

地方自治の強化の観点からは、昭和54年9

月に第17次地方制度調査会が「国と地方公共団体との適切な機能分担関係を前提とすれば、国の地方出先機関のあり方は抜本的な再検討が必要である」として、出先機関の整理縮小(ブロック単位機関の一の都道府県に係る事務・事業の原則地方移譲等や都道府県単位以下の機関の原則廃止(現業又は現場的实施事務に係るものを除く。))を求める答申⁽³²⁾をまとめているが、昭和40年代中頃からの見直し論議は主として行政改革の観点から重視されてきた⁽³³⁾。

しかし、平成5年6月に衆参両議院が採択した「地方分権の推進に関する決議」などを契機として、地方分権の推進が国政課題の一つとして広く議論されるようになり、これにつれて、地方自治の強化の観点からの見直し論議も活発化するようになった。

機関委任事務の廃止などを行った第1次分権改革において、地方分権の推進に関する事項を調査・審議した地方分権推進委員会は、平成9年7月の第2次勧告で出先機関の在り方について触れており、平成10年5月に政府が作成した地方分権推進計画において、地方分権の推進により事務量が減少すると見込まれる出先機関の積極的な組織・業務の縮減・合理化を図るとした⁽³⁴⁾。同委員会の後継とされた地方分権改革推進会議も、地方分権推進計画に従って積極的に出先機関の組織・業務の縮減・合理化を図るとともに、本省から出先機関への権限委任と事務事業の実施について適切な運用が図られる

(28) 「行政改革に関する当面の実施方針について」(昭和59年1月25日閣議決定)；「平成元年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」(平成元年1月24日閣議決定)；総務庁史編集委員会編『総務庁史』総務庁、2001、pp.132-133。

(29) 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)

(30) 「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)

(31) 「今後の行政改革の方針」(平成16年12月24日閣議決定)；「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)

(32) 「新しい社会経済情勢に即応した今後の地方行財政制度のあり方についての答申」(昭和54年9月10日)

(33) 上林 前掲注(23)

(34) ただし、抜本的な解決には至らなかったとされる(宇賀 前掲注(3)、p.220.)。なお、機関委任事務の廃止、地方事務官廃止・国家公務員化に伴い、職業安定関係事務や社会保障関係事務の一部が国の事務とされ、それらを実施するため、都道府県労働局が設置(労働省の都道府県労働基準局等と各都道府県の職業安定・雇用保険主管課の統合)され、都道府県の社会保険事務所が社会保険庁の出先機関に移行した。

べきこと、「道州制」の検討に当たっては出先機関との関係を整理する必要があり、その組織・権限の根本的見直しが必要であること等を指摘した⁽³⁵⁾。

近年では、分権改革委が、地方分権改革の一環として出先機関の見直しを検討し、平成20年12月の「第2次勧告」において、8府省15系統⁽³⁶⁾の出先機関を対象に、計116事項の事務・権限の見直し、経済産業局、地方整備局や地方運輸局等を府省を超えた総合的な出先機関として直轄公共事業を行う「地方工務局」（仮称）とそれ以外を行う「地方振興局」（仮称）に統合することなどの組織の統廃合、出先機関職員の削減（計3万5千人程度）などを勧告している。

平成21年9月の政権交代後に設置された地域主権戦略会議においても主要テーマの一つとして議論され、平成22年6月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」において、出先機関の見直しに対する基本姿勢と枠組み（ゼロベースでの見直し）が示されている。同年12月には、①ブロック単位での事務・権限の移譲を推進するための広域の実施体制の枠組み作りのための所要の法整備（広域連合制度活用のための諸課題を検討し、新たな広域行政制度を整備すること。出先機関単位で全ての事務・権限の移譲を基本とすること。平成24年の常会に法案提出、平成26年度中に事務・権限の地方移譲）、②地方側が特に移譲

を要望している直轄道路、直轄河川や公共職業安定所（ハローワーク）に関する今後の基本姿勢、③人員移管等の仕組みの検討・構築（総合的な調整を行うための体制整備や移管等のための枠組み・ルール等の構築）などの今後の方針が示された⁽³⁷⁾。

2 見直しの根拠

国の行政改革や地方自治の強化をめぐる議論の中で出先機関が見直しの対象となることが多いが、そうした背景には、出先機関について、地方公共団体との二重（重複）行政、民主的統制の欠如などの問題点が指摘されている。

(1) 国と地方公共団体の「二重行政」の弊害

国と地方公共団体の「二重行政」（あるいは「重複行政」）とは、最近では、国と地方公共団体の間において重複している事務及び権限があるという趣旨で用いられているが⁽³⁸⁾、地方公共団体の側からは、国と地方が同様の事務・事業を行っているものの他にも、商工会議所に対する監督のように国や地方による「二重」の監督や審査などの事例が指摘されている⁽³⁹⁾。

こうした二重行政に対しては、従来から、効率的見地などから問題があるとの指摘が見られた⁽⁴⁰⁾。近年も、地方六団体が設置した研究会が「国と地方の適切な役割分担を考慮せずに行われているものが多く、職員と予算の無駄を生

(35) 地方分権改革推進会議「地方公共団体の行財政改革の推進等行政体制の整備についての意見」（平成16年5月12日）

(36) 沖縄総合事務局、総合通信局、法務局、地方厚生局、都道府県労働局、中央労働委員会地方事務所、地方農政局、森林管理局、漁業調整事務所、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、地方環境事務所

(37) 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」（平成22年12月28日閣議決定）

(38) 鈴木宗男衆議院議員の質問主意書に対する政府答弁書（平成20年11月18日内閣衆質170第215号）

(39) 具体例として、福岡県「『国と地方の二重行政』の弊害の事例」2006. 全国知事会ウェブサイト <<http://www.nga.gr.jp/news/fukuoka06314.pdf>>; 全国知事会「国の出先機関の見直しの検討への協力依頼について（回答）」（第63回地方分権改革推進委員会配布資料）（平成20年10月21日） 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/kaisai/dai63/63shiryoku5.pdf>>; 全国市長会地方分権改革検討会議「都市における地方分権改革に関する支障事例先行調査結果」（第8回地方分権改革推進委員会配布資料）（平成19年6月4日）pp.75-78. 内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/bunken-kaikaku/iinkai/kaisai/dai08/08shiryoku1.pdf>>

(40) 久世公堯「国の地方出先機関と地方自治<3・完>」『法律時報』35(10), 1963.10, p.66. この中で久世氏は、重複（二重）行政が行われる理由として、①当該地方出先機関の沿革、②国と地方の事務配分における配慮不足などを挙げている。

じ、事業の整合性を欠いたり、審査等に時間を要するなどの弊害をもたらし、結局は、行政サービスの低下を招き、ひいては、国民の生活向上を阻害することとなっている例が多い⁽⁴¹⁾と指摘した。

一方で、消費者、中小企業、雇用などに関する行政は国と地方が並行して行い、複数の窓口で多様なサービスが受けられる方がよく、「二重行政」が一概に悪いと決めつけるのは間違いであるとの意見もある⁽⁴²⁾。

(2) 民主的統制の欠如

国の出先機関は、地方公共団体と異なり、当該行政に対して地域の住民の批判を直接受けていないために、往々にして非民主的行政に陥りやすいという欠陥を有していると指摘されていた⁽⁴³⁾。本来、住民の監視の下に住民の意思を反映させて行うべき地域の諸行政を監視等の及び難い出先機関に行わせることに問題があるとの指摘もある⁽⁴⁴⁾。

最近でも、分権改革委が「第2次勧告」において、「個々の事務・権限の執行について、大臣や本府省、国会や国民等によるチェック機能が働きにくく、また、地域の民主主義によるガバナンス（統治）の圏外にあるため、業務運営に地域住民の意向が反映されにくい」とし、「二重行政」の弊害とともに、出先機関の見直しの根拠とした⁽⁴⁵⁾。

(3) 総合的な行政の欠如（縦割り行政の弊害）

出先機関は、府省別・分野別の縦割り組織と

なっており、地方公共団体のような総合行政が展開できないと指摘される⁽⁴⁶⁾。分権改革委の「第2次勧告」でも、地方再生や地域振興といった緊急の課題に対して国の取組の総合化が求められており、出先機関の在り方について、省別・分野別に縦割りで組み込まれてきたこれまでの国の行政実施体制を見直す必要があるとされた。

ただし、各省庁の連携による総合的なサービスの提供は必要であるが、多様な行政活動をそれぞれの省庁が分担管理するという行政組織の在り方については、国民の権利利益の観点から積極的な意義をもち得る面もあるとの意見もある⁽⁴⁷⁾。

3 地方自治の強化の観点からの主な課題、論点

地方自治の強化の観点から出先機関の見直しを進める場合、地方への権限移譲に向けた地方公共団体の実施体制の整備、出先機関職員の地方移管などの課題や総合出先機関設置の是非といった論点が指摘されている。

(1) 地方公共団体の実施体制の整備

出先機関の見直しに当たっては、その事務・権限を地方公共団体等に移譲することが想定されるが、地方公共団体の体制整備が課題となる。特にブロック単位で置かれる出先機関の場合、広域連合制度の活用や広域的実施体制の整備の必要性が指摘されている。

(41) 新地方分権構想検討委員会「分権型社会のビジョン（最終報告）『豊かな自治と新しい国のかたちを求めて』～「このまちに住んでよかった」と思えるように～」（平成18年11月30日）p.13.

(42) 晴山一穂「行政サービス水準低下」『佐賀新聞』2011.2.20；同「国の出先機関の抜本的改革」『法と民主主義』(49), 2010.6, p.23.

(43) 久世 前掲注(40), pp.66-67.

(44) 秋本敏文・田中宗孝『地方自治制度』（現代地方自治全集②）ぎょうせい, 1978, p.64.

(45) 同趣旨の指摘として、全国知事会「国の出先機関の原則廃止に向けて」（平成22年7月15日）p.4.

(46) 同上

(47) 晴山「国の出先機関の抜本的改革」前掲注(42), p.23.

(i) 広域連合制度の活用

広域連合（表1参照）は、地方自治法第284条第3項により、複数の普通地方公共団体及び特別区が事務の一部を共同処理等するために設立する「組合」の一類型であり、特別地方公共団体として法人格を有する（同法第1条の3第3項及び第2条第1項）。介護保険など、広域的に処理することが必要な事務について、連絡調整を図るほか、国や都道府県から一定の事務・事業の受け皿となるために設置されるものである⁽⁴⁸⁾。

平成22年7月時点で、115の広域連合があり、府県と各府県内の市町村との間で構成された広域連合（埼玉県、静岡県、京都府及び鳥取県）が4団体あるが、残り111団体は同一都道府県内の市町村相互で組織されたものであった。その後、同年12月、初めて府県相互で構成された「関西広域連合」が発足した（表1参照）。

出先機関の見直しとの関係では、広域連合には、国からの事務移譲が制度上認められている。地方自治法第291条の2第1項において、法律又はこれに基づく政令により、広域連合の事務に関連する国（行政機関の長）の事務を移譲することができる⁽⁴⁹⁾とされている。また、同条第4項において、都道府県が加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国（行政機関の長）に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国（行政機関の長）の事務の一部移譲を要請することができる⁽⁵⁰⁾とされている。国等からの広域連合への事務移譲は、一定の条件を満たした広域連合に一律に措置する方法や個別の広域連合ごとに措置する方法も可能と解されているが、当該広域連合の事務に関連するものに限られる⁽⁴⁹⁾。現状では、同制度はあまり活用されていないと指摘される⁽⁵⁰⁾、近年の出先機関の見直しをめぐる議論の中で、関西広域連合

表1 広域連合制度及び関西広域連合の概要

	広域連合制度	関西広域連合（設立当初）
構成団体	都道府県、市町村、特別区	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県及び徳島県
設置の手續	協議により規約を定め、構成団体の議会の議決の後、都道府県の加入する広域連合は総務大臣、その他のものは都道府県知事の許可を得て設置（総務大臣は、許可に当たっては、国の関係行政機関の長に協議）。	・平成22年8月、関係府県が協議により規約案等を決定。 ・関係府県の議会の議決を経て、11月1日、関係府県知事から総務大臣に設置許可申請。 ・12月1日、総務大臣による設置許可。
処理する事務	広域にわたり処理することが適当である事務	当面、広域にわたる①防災、②観光・文化振興、③産業振興、④医療、⑤環境保全、⑥資格試験・免許等、⑦職員研修などに関する計画の策定及び実施。
国や都道府県からの事務移譲等	・法律又はこれに基づく政令により、広域連合の事務に関連する国（行政機関の長）の事務の移譲可。（都道府県も条例により事務移譲可） ・都道府県が加入する広域連合の長は、国に対して事務移譲の要請可。（その他の広域連合も都道府県に事務移譲の要請可）	・国（行政機関の長）の事務のうち、地方自治法第291条の2第1項の規定に基づき、広域連合が処理することとされる事務（広域連合の区域外の事務であって、法令の定めるところにより広域連合が処理することとされるものを含む。）を処理する。 ・国に対して事務の移譲を要請する場合、あらかじめ構成団体と協議。
構成団体との関係等	構成団体に対して規約変更の要請や広域計画実施についての勧告が可能。	構成団体の長を委員とする合議機関として 関西広域連合委員会を設置（重要事項に関する基本方針及び処理方針を諮る）。等
広域連合の長	①広域連合の選挙人による直接選挙、又は②構成団体の長による間接選挙	任期2年。構成団体の長のうちから、構成団体の長が投票により選挙。
広域連合の議会の議員	①広域連合の選挙人による直接選挙、又は②構成団体の議会による間接選挙	定数20人。構成団体の議会議員のうちから、構成団体の議会において選挙（人口規模により人数を加算）。
財源（負担金等）	①構成団体の負担金（人口、面積、地方税の収入額、財政力その他の客観的指標に基づいて決定）、②手数料、③その他（地方債など）。※課税権なし。	①構成団体の負担金、②事業収入、その他の収入。

（出典）「関西広域連合規約」及び関西広域連合ウェブサイト、総務省ウェブサイトなどを基に筆者作成。

(48) 磯崎初仁ほか『地方自治』（ホーンブック）北樹出版、2007、pp.45-46。

が出先機関の権限移譲に前向きな姿勢を示している。同広域連合は、出先機関を現行組織のまま一括移管することなどを掲げているが、同広域連合に参加していない県の区域に係る事務をどう扱うかが課題として挙げられる⁽⁵¹⁾。

また、広域連合一般の課題として、①後期高齢者医療や介護保険など国の施策導入に伴って設立されたものが多く、本来の制度趣旨を地方公共団体が自ら十二分に活用しているとは言えないこと、②構成団体が増加すればするほど、意見調整に時間を要し、迅速な意思決定が難しくなること、③構成団体から移行した事務については構成団体の議会の直接の審議対象とはならないこと、などが指摘されている⁽⁵²⁾。

(ii) 新たな制度創設

出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するため、広域連合ではない新たな広域行政制度の必要性を指摘する意見も見られる。

例えば、九州地方知事会は、平成23年2月、国の出先機関の権限の移譲を受けて当該事務を共同で処理するための広域行政機構（仮称）（地方自治法上の特別地方公共団体）を都道府県が設置することができる新制度を提案した。骨子案

によると、現在の国の出先機関の組織・人員を機構の組織として包括的に取り込んだ上で、執行機関である知事連合会議（仮称）のメンバー（各県知事）が各部門を分担して執行することを想定し、機構の事務執行に要する経費の財源については、国が必要な措置を講じなければならないとしている。⁽⁵³⁾

(2) 出先機関職員の地方移管について

出先機関の事務・権限を地方公共団体に移譲する場合、その規模によっては、技術や専門性を備えた人材を地方公共団体が確保する必要があり、国から地方公共団体への職員の移管も議論の対象となってくる。

その際、①職員の移管方法や処遇、②受け入れられる地方公共団体への配慮などが課題となるう。

分権改革委の議論を見ると、職員の移管方法や処遇については、行政機関間の異動とは異なり、国の行政機関を退職した職員を地方公共団体が採用することになるだろうとするが、地方公共団体はそれぞれ給与体系等が異なっており、処遇面での対応関係をどうするか、退職手当の財政負担をどうするかなどの課題が指摘されていた⁽⁵⁴⁾。

(49) 松本 前掲注(7), pp.1450-1453. 同資料によると、一部事務組合も法律で規定すれば、国はその事務・事業を特定の一部事務組合に配分することもできると解されるが、当該一部事務組合の構成団体にいったん事務・事業を配分し、組合に持ち寄る方法しかないとされる。一方、広域連合においては、直接当該広域連合への配分が可能であり、その判断基準も個々の地方公共団体ではなく、広域連合自体の能力に着目することが考えられるため、国等からの事務・事業の配分の促進や実態と法律上の形式が一致するなどの効果が指摘される。

(50) 島田勝則「広域行政の現状と課題」『地方議会人』41(1), 2010.6, p.12; 佐藤俊一『日本広域行政の研究』成文堂, 2006, p.304.

(51) 関西広域連合「国出先機関の『丸ごと』移管に向けて～課題の整理と今後の方針～」(第1回「アクション・プラン」推進委員会(地域主権戦略会議)配布資料)(平成23年2月17日)内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/doc/ap-promotion1-6.pdf>>

(52) 総務省地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会報告書」(平成22年1月) pp.3-6. 総務省ウェブサイト <http://www.soumu.go.jp/main_content/000051523.pdf>

(53) 九州地方知事会「広域行政機構法(仮称)の骨子(案)」(第1回「アクション・プラン」推進委員会(地域主権戦略会議)配布資料)(平成23年2月17日)内閣府ウェブサイト <<http://www.cao.go.jp/chiiki-shuken/doc/ap-promotion1-7.pdf>>

(54) 第56回地方分権改革推進委員会議事録 2008年9月1日 pp.17-19. 総務省担当者が経験を踏まえた留意点として発言している。

対象職員への対応としては、職員の選抜方法やマッチング、本人の希望などをどうするかが問題となり、職種転換を伴う場合には研修等の必要性も指摘され、一定の時間がかかるとの指摘もある⁽⁵⁵⁾。本人の希望を尊重し、どこまでできるかが問題となるが、場合によっては、行政整理による分限処分により、地方公共団体への移行を促さざるを得ない可能性もあるのではないかとする意見も見られた⁽⁵⁶⁾。なお、国家公務員は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第75条により身分が保障されているが、例外的に官制若しくは定員の改廃又は予算減少により廃職又は過員が生じた場合には、本人に帰責事由がなくとも、その意に反して降任・免職され得ることになっている（同法第78条第1項第4号。ただし、国には配置転換など一定の努力義務があると解されている⁽⁵⁷⁾）⁽⁵⁸⁾。

大規模な職員移管の例としては、昭和62年の国鉄民営化時に当時の国鉄職員（なお、国家公務員ではなく、公務に従事する者とみなされていた（（廃）日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第34条。）が地方公共団体に移った例があり⁽⁵⁹⁾、分権改革委の場でも紹介された。国鉄民営化の

例では、新事業体において受入れできない余剰人員が生じたため、国は、国鉄余剰人員雇用対策本部を設置し、省庁や地方公共団体などの公的部門や民間企業に雇用の場を提供するよう働きかけた。国鉄事業が地域と深く関わってきたことや国鉄職員が全国に分散していることなどから⁽⁶⁰⁾、国は、職員として採用するよう地方公共団体に対して要請した⁽⁶¹⁾。当初、地方行革に取り組む地方公共団体からは反対論も見られたようであるが⁽⁶²⁾、多くの地方公共団体が複数年にわたり独自の枠を設けて採用試験を行い、最終的には約9,000名を受け入れた。その際、国は、国鉄の在職期間に係る退職手当及び共済年金などについては、地方公共団体や地方公務員等共済組合に負担をもたらしことのないよう配慮するとした⁽⁶³⁾。

近年の出先機関の見直し論議では、地方の側からは、国による組織・事務の合理化を求め、必要な人員の受入れについて協力するとしており⁽⁶⁴⁾、前述のような課題に対処するため、人材の地方移管等について総合的な調整を行うための国と地方の双方の関係者により構成される横断的な体制を整備する必要性も指摘されている⁽⁶⁵⁾。

(55) 同上

(56) 同上, pp.21-23.

(57) 公務員関係判例研究会編『新公務員労働の理論と実務XⅢ一分限処分をめぐる新たな諸問題一』三協法規, 2009, pp.123-139.

(58) 同規定に基づく分限免職は、昭和24、25年頃に盛んに活用され（専売公社及び国鉄を除くと約109,000人）、昭和39年に姫路城保存修理工事事務所3名、昭和40年に内閣に設置されていた憲法調査会の事務局3名の分限処分以降長く行われていなかったが、平成22年1月の社会保険庁廃止に伴い525名の分限免職が行われた。

(59) 増田寛也「地方分権の未来図 動き出した『出先機関改革』」『河北新報』2010.5.23.

(60) 日本国有鉄道再建監理委員会「国鉄改革に関する意見—鉄道の未来を拓くために—」（昭和60年7月26日）

(61) 日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法（昭和61年法律第91号）第8条第1項において、国は、地方公共団体に対し、国による採用の措置に準じて、国鉄退職希望職員をその職員として採用するよう要請するものとするとして、同条第2項では、地方公共団体の任命権者は、その要請に応じて、それらの職員の採用に努めるものとするとしていた。

(62) 「国鉄余剰人員策 都が『率先垂範』カギ握る地方の自治体」『読売新聞』1986.1.11.

(63) 「国鉄余剰人員雇用対策の基本方針について」（昭和60年12月13日閣議決定）や「国鉄退職希望職員再就職促進方針について」（昭和61年12月16日閣議決定）など

(64) 全国知事会 前掲注(45), pp.37-39; 同「国の地方支分部局（出先機関）の見直しの具体的方策（提言）」（平成20年2月8日）pp.3-4. 全国知事会ウェブサイト <http://www.nga.gr.jp/opinion/2008_5_x03.pdf>

(65) 「アクションプラン ～出先機関の原則廃止に向けて～」前掲注(37)や地方分権改革推進委員会「第2次勧告」など

表2 国の総合出先機関設置に関する主な提言の比較

名称	臨時行政調査会第二専門部会「報告書」 (昭和38年)	関西経済連合会「『地方庁』構 想に関する研究報告書」 (昭和56年)	地方分権改革推進委員会 「第2次勧告」 (平成20年)	【参考】 沖縄総合事務局
統合機関等	地方庁 (仮称) ※3案 統合の範囲としては、準司法的機能を持つ機関や、行刑、監察、国税徴収など特別の機能をもつ機関及び郵便、貯金など現業に関わる機関は除外。	地方庁 財務局、地方農政局、通商産業局、海運局、港湾建設局、陸運局、地方建設局、 ・管轄地域の開発・整備、産業経済の発展に関する総合的な計画の策定及び実施の推進、 ・国の直轄事業を実施し、地方自治体の事業に対する補助・指導を行ない、産業経済に関する許認可その他の行政事務を一元的に処理。	地方振興局 (仮称) 地方工務局 (仮称) 地方農政局、経済産業局、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方環境事務所 国の出先機関として引き続き処理することとなる事業・権限のうち、直轄公共事業の実施を地方工務局が担い、それ以外の企画機能等を地方振興局が担う。	沖縄総合事務局 ・内閣府の所掌事務の一部。 ・公正取引委員会地方事務所、財務局、地方農政局、経済産業局、地方整備局、地方運輸局が所掌する事務。 ・林野庁の民有林野に係る事務や水産庁の所掌事務の一部。
所掌事務等	(広域行政需要に対応した行政機構として関係出先機関を整理統合するとともに、国政事務の地方分権化及び相互関連性の強い一般行政の総合的、齊一的処理を確保する具体的方策)			
管轄区域等	地方庁の構想は、かかざる機構を必要とする特定の地域において考慮されるべきである。	試案では7～10。北海道、沖縄県以外は、広域にわたる行政の総合的かつ一体的処理の必要性を基準として圏域を設定。	施策の効率的な実施の観点や地域の実情等を踏まえ、柔軟に対応。	沖縄県のみ
組織等	・関係中央行政機関の総合的出先機関。 ・地方庁内の各局長は、それぞれ別の所掌に応じて関係中央行政機関の長により任命され、指揮監督を受ける。 ・各部署間の調整は、地方長官 (内閣又は内閣総理大臣の任命) 又は調整官 (内閣総理大臣の任命) が担う2案。	・出先機関とはせず、一個の行政機関。 ・長官 (内閣総理大臣の任命) は、閣僚ないし閣僚級の行政長官。 ・関係中央行政機関の長は、各所掌に応じて地方庁に對し、指揮監督できるよう措置。	・内閣府の出先機関 ・各部門の事務・権限については、内閣府による総合的調整の下で、関係各大臣の指揮監督を受ける。	・内閣府の出先機関 ・それぞれの所掌に応じて、関係行政機関の長等の指揮監督を受ける。
地域との連携、ガバナンスの確保等	—	管轄区域内の都道府県知事や政令指定都市市長、関係行政機関の代表者、学識経験者等で構成される「評議会 (仮称)」を設置し、知事や市長を通じて住民の意思を「地方庁」の行政に反映。	管轄区域内の関係地方自治体で構成される協議会 (地方振興委員会 (仮称)) を法律に基づき設置し、直轄公共事業の実施の適正性や透明性を確保する仕組みを導入。	(各分野に関する協議会等を通じて、沖縄県や県内市町村と定期的に意見交換)

(出典) 地方分権改革推進委員会「第2次勧告」(平成20年12月)；関西経済連合会事務局「『地方庁』構想に関する研究報告書」(昭和38年10月) pp.87-91. の他に関係法律や内閣府ウェブサイトを参考に筆者作成。

(3) 総合出先機関の設置について

現状では、ほとんどの省庁が一つないし複数の系統の出先機関を設置しているが、これに対して、いわゆる縦割り行政の弊害の排除や行政の簡素・効率化などを理由に、府省を超えた総合的な出先機関の設置が議論、提案されることがあった。なお、現在も一部の出先機関に例があり、沖縄総合事務局は、前述のように、内閣府の所掌事務の一部を実施するほかに、一部の省等の出先機関が所掌する事務も行っている。

最近の提言例としては、分権改革委の「第2次勧告」の「地方振興局」(仮称)と「地方工務局」(仮称)の設置案があるが、これまでも昭和56年の関西経済連合会の「地方庁」案や昭和38年の(第1次)臨時行政調査会第2専門部会の「地方庁」案⁽⁶⁶⁾などがある(表2参照)。

このような府省を超えた総合的な出先機関の設置に対しては、制度設計にもよるが、①広域行政需要への対応、②地域における総合的、一元的な行政の推進、③縦割り行政の解消、各省庁による類似行政の解消、④行政機構の簡素・効率化と能力の向上といった効果があるとされる一方、①行政におけるチェックアンドバランスの機能の減殺、②広域間の新たな割拠主義の発生、③内部組織の肥大化による能率の阻害のおそれも指摘される⁽⁶⁷⁾。地方自治の観点からは、国の出先機関を総合出先機関にするのでは、かえって直接的な中央支配に服することになって地方自治の根本理念に反するといった慎重な意

見が見られる⁽⁶⁸⁾。

Ⅲ 諸外国における国の出先機関

諸外国(米英独仏)においても、国の出先機関を各地に設置しているが、国と地方の役割分担や自治体への委任事務の有無などにより事情が異なっている。

諸外国の地方自治制度は英米型と大陸型に分類することが可能とされるが、イギリスやアメリカなどの英米型では、国(又は州)と地方の事務権限の範囲を明確に区分し、国の事務権限の執行を自治体に委任することが避けられてきたため、国は、全国各地に出先機関を設置し、自ら事務権限を遂行しているとされる。一方、フランスやドイツなどの大陸型では、国(又は州)と地方の事務権限が明確に分離されておらず、一般に自治体である市町村又はその長などの機関に国の事務権限を委任して執行させているため、国が自前の出先機関を設置する必要性は乏しいとされる。他に、単一主権国家(英仏)か連邦制国家(米独)かの違いもあるが、地方自治制度に及ぼす影響は、英米型と大陸型の違いに比べると小さいと指摘される。⁽⁶⁹⁾

1 アメリカ

連邦レベルについてみると、連邦政府のいわゆる「本省」(Headquarter)が多く設置されているワシントンDC及びその近辺(メリーラン

(66) 最終的に同調査会は、社会・経済情勢に対処し、将来に対するビジョンをもった行政改革案であるが、広域行政の制度化の方式としては、特定の地域において考慮されるべきものといえ、「現在においては一般的意義をもち得ない」とした(臨時行政調査会「広域行政の改革に関する意見」(昭和39年9月))。

(67) 橋本徹「『地方庁』構想の研究について」『経済人』36(10), 1982.10, pp.33-37; 臨時行政調査会第2専門部会「第2専門部会報告書」(昭和38年10月) pp.89-90。

(68) 『都道府県制度論』全国知事会, 1995, p.77; 全国知事会「地方分権改革の推進と地方財政の確立に向けて」(平成20年11月19日) 近年でも、「地方振興局(仮称)」や「地方工務局(仮称)」に対して同様の懸念を示す声が見られた(「解説スペシャル 地方分権委 2次勧告」『読売新聞』2008.12.9。(読売新聞社の行った都道府県知事を対象としたアンケートの回答など)や新藤宗幸「地方分権改革推進委員会『第2次勧告』を読む」『地方議会人』39(9), 2009.2, pp.19-22. など)。

(69) 笠京子「各国の地方自治」村松岐夫編『テキストブック 地方自治(第2版)』東洋経済新報社, 2010, pp.39-48; 西尾勝「地方自治の類型」西尾勝編著『自治の原点と制度』(21世紀の地方自治戦略 1巻)ぎょうせい, 1993, pp.3-17。

ド州、ヴァージニア州やウェストヴァージニア州の一部地域)の連邦職員は約36万人であり、連邦職員全体(約275万人)の約13%に過ぎず(軍人、情報機関の職員を除く。)⁽⁷⁰⁾、大部分の職員は、全米にわたって設置されている地域単位(Regional)、州単位(State)、地方単位(Local)の事務所に配置されている⁽⁷¹⁾。多くの行政機関は、効率性を高めるため、全米を幾つかの地域に分け、各地域の1都市に地域事務所(Regional Office)を設置している⁽⁷²⁾。

例えば、連邦住宅・都市開発省(U.S. Department of Housing and Urban Development)には、10の地域事務所とその下に71の地方事務所(Field Office)が存在する⁽⁷³⁾。省における権限は長官にあるものの、各分野の権限は次官補等に委任され、更に出先機関の長に委任される(一般に地方事務所職員に再委任)。次官補等は、各出先機関に対する技術的な支援や政策指示などを直接行う指揮系統を有している⁽⁷⁴⁾。また、長官は、出先機関の統廃合を行う権限を有しているが、費用便益分析の実施と公表が必要となる。費用便益分析は、①コスト削減の見積額(削減額を裏付け、情報源が詳述された背景情報に基づくもの)、②組織再編に要するコストの見積額、③地域経済への影響についての調査、④行政サービスの有用性、アクセシビリティ、質における組織再編に伴う効果の見積りが含まれ、数値化できない事項については長官の声明が付される⁽⁷⁵⁾。

また、規模の大きい省庁の一つとされる連邦内務省(U.S. Department of the Interior)は、合衆国が有する土地の管理(国立公園等)や先住民民族問題などを所管し、全米約2,400の地域に職員を配置している⁽⁷⁶⁾。同省は、長官官房(Office of the Secretary)の他に8の部局(Bureau)があるが、部局ごとに1又は複数の州を管轄区域とする地域事務所が設置されている。地域事務所とその長(Regional Director)は、それぞれの管轄区域内で各部局の施策遂行の責任を負い、本省の各部局長や副部長などに従属している⁽⁷⁷⁾。さらに、地域事務所には、地方事務所などの下部組織も多数設置されており、例えば、土地管理局では、12の州事務所(State Office)の下に地区事務所(District Office)が置かれ、さらにその下に地方事務所や支署(Field Station)などが設置されている。

2 イギリス

イギリスでは、府省及びエージェンシーの職員(Civil Servant)は約52.8万人(本国のみ、北アイルランドの職員等を除く。2010年3月末現在。)であるが、主要官庁の本省が多く置かれているロンドンで働く職員は全体の17%程度となっており、多くの職員が各地域において国民に公共サービスを直接提供する職務に従事している(例として、職業紹介を行うジョブセンタープラスや海事沿岸警備庁など⁽⁷⁸⁾)。

(70) U.S. Office of Personnel Management, *Employment and Trends*, September 2009. 連邦人事管理局ウェブサイト <<http://www.opm.gov/feddata/html/2009/September/table1.asp>>

(71) Karen O'Connor and Larry J. Sabato, *American Government: Continuity and Change*, 2008 ed., New York: Pearson Longman, 2008, pp.325-326. こうした組織内分権が国民の利便性を高め、全国の雇用や所得の分配につながっているとの記述も見られる。

(72) *ibid.*

(73) "HUD's Local Offices" 連邦住宅・都市開発省ウェブサイト(2011年7月26日アクセス。以下同じ。) <<http://portal.hud.gov/hudportal/HUD?src=/localoffices>>

(74) "Powers of the Secretary - HUD" 連邦住宅・都市開発省ウェブサイト <<http://portal.hud.gov/hudportal/HUD?src=/about/secretary/powersec>>

(75) 42 U.S.C. 3535(p)

(76) The Department of the Interior, *Fiscal Year 2012 Interior Budget in Brief*, 2010, p.22.

(77) "Departmental Manual" 連邦内務省ウェブサイト <http://elips.doi.gov/app_dm/dm.cfm>

本府省の地方組織については、代表的なものとして、イングランドを9つの地域に分け、それぞれに13の府省⁽⁷⁹⁾で構成される地域政府事務所 (Government Office for the Region) が設置されていた。同事務所の設置まで、各府省がそれぞれ異なる管轄区域の地域事務所を有していたが、相互の連携も乏しく、政策の統一性に欠き、地方自治体等の施策推進の妨げにもなっていたとの指摘もあり⁽⁸⁰⁾、1994年に4省 (当時の環境省、通商産業省、運輸省、教育省 (一部)) がそれぞれ設置していた地域事務所を統合して設けられた。

地域政府事務所は、地方レベルにおける政策の実施や各省による補助事業の管理などを「地域レベルのホワイトホール (Whitehall)⁽⁸¹⁾」として行ってきたが、法律上の組織ではなく、構成する府省が職員を出向させ、予算を負担して運営してきた。中でも、コミュニティ・地方府省は、2010年度の運営予算(1億2,400万ポンド)の41%を負担し、地域政府事務所の職員全体(2010年7月時点で1,691名⁽⁸²⁾であった。)の33%

を占めていた⁽⁸³⁾。

しかし、2010年5月の政権交代直後に発表した政策プログラムにおいて、政府は、地方分権や民主主義への参加の促進などを掲げ、その施策の一つとして、ロンドン政府事務所を廃止するとともに、残り8の地域政府事務所について廃止に向けた検討を行うとした⁽⁸⁴⁾。同年7月には、コミュニティ・地方府省のピクルス大臣がそれら8つの地域政府事務所の廃止を表明し、10月、政府の「歳出見直し (Spending Review 2010)」⁽⁸⁵⁾においてその廃止 (2011年3月末) が決定された。その理由として、各府省が連携して窓口を一本化するという地域政府事務所の当初の意図は、インターネット時代にあっては不必要となっていたこと、これまでの地域 (Region) レベルの施策 (地域開発公社 (Regional Development Agency) 等を含めて) が、民主的な説明責任に欠け、自治体に負担を課すものであり、管轄区域がコミュニティの実態にそぐわない恣意的なものとなっていることなどが指摘された⁽⁸⁶⁾。

(78) Office for National Statistics, "Civil Service Statistics," *Statistical Bulletin*, 31 March 2010. 統計局ウェブサイト <<http://www.statistics.gov.uk/pdfdir/cs1110.pdf>> ; "Myths about the Civil Service" シビルサービスウェブサイト <<http://www.civilservice.gov.uk/about/facts/mythbusters/index.aspx>>

(79) 内閣府、コミュニティ・地方府省、ビジネス・イノベーション・技能省、子ども・学校・家族省、文化・メディア・スポーツ省、エネルギー・気候変動省、環境・食糧・農村省、雇用・年金省、運輸省、保健省、大蔵省、内務省、司法省

(80) R. A. W. Rhodes et al., *Decentralizing the Civil Service*, Buckingham: Open University Press, 2003, pp.131-135.

(81) ロンドンのウェストミンスターの一画 (トラファルガー広場から国会議事堂までの一帯) で、首相官邸を始め主要官庁があるため、イギリス政府の代名詞として使われることがある (『世界大百科事典 26 (改訂新版)』平凡社, 2007, p.479.)。

(82) *GO Network: Equality Impact Assessment*, January 2011, p.13. 政府事務所ネットワークウェブサイト <<http://www.gos.gov.uk/common/docs/equalityimpactassessmentreport>>

(83) Adam Mellows-Facer, *Government Offices for the Regions*, SN/EP/2126, 9 November 2010. 英国議会ウェブサイト <<http://www.parliament.uk/briefing-papers/SN02126.pdf>> ; The Rt Hon Eric Pickles MP, "Regional government," 22 July 2010. コミュニティ・地方府省ウェブサイト <<http://www.communities.gov.uk/statements/newsroom/regionalgovernment>>

(84) Cabinet Office, *The Coalition: our programme for government*, May 2010. <http://www.cabinetoffice.gov.uk/sites/default/files/resources/coalition_programme_for_government.pdf>

(85) HM Treasury, *Spending Review 2010*, Cm7942, October 2010, para2.35. 大蔵省ウェブサイト <http://cdn.hm-treasury.gov.uk/sr2010_completereport.pdf>

(86) Pickles, *op.cit.*(83) ; House of Lords, 8 Nov 2010 : Colum WA24. <<http://www.publications.parliament.uk/pa/ld201011/ldhansrd/text/101108w0002.htm#10110823001260>>

3 ドイツ

ドイツでは、基本法（憲法）第30条において、「国家の権能の行使および国家の任務の遂行は、この基本法が別段の定めをせず、または許していない限度において、ラントのなすべき事柄である」⁽⁸⁷⁾とされ、連邦の所管事項は、基本的に基本法に定められている外交や防衛などに限られる。さらに、連邦法律の実施を原則として連邦固有の行政機関が担当するアメリカとは異なり、ドイツでは、原則としてラント（Land.州）が連邦法律の実施を固有の事務として執行していることから（基本法第83条）、広域レベルや地方レベルの連邦機関は比較的に少ないとされる⁽⁸⁸⁾。

連邦機関が自ら連邦法律を執行するものは、基本法に定められた、外交、財政、国防、国境警備、水路及び船舶航行行政、連邦警察や情報収集機関などに限られているが、これら分野については、連邦各省（連邦最高官庁）の下に、一定の地域を管轄区域とする連邦中級官庁やその下部機関である連邦下級官庁が置かれている⁽⁸⁹⁾。例えば、連邦財務省には、連邦中級官庁として、5の連邦財務事務所（Bundesfinanzdirektion）や税関取締事務所（Zollkriminalamt）などがあり、その連邦下級官庁として、連邦財務事務所の下に43の税関事務所（Hauptzollamt）があり、さらに180

の内陸税関と93の国境税関などがある。また、税関取締事務所の下に8の税関調査事務所（Zollfahndungsamt）がある⁽⁹⁰⁾。

州について見ると（図2参照）、州の行政機関には、法律によって与えられた特別の任務のみを行う特別行政官庁とそれ以外の一般行政官庁があるが、州の出先機関の在り方は、各州によって異なっている。

州中級官庁の特徴的な制度として、バイエルン州などの一部の州では、行政管区（Regierungsbezirk）を設け、官選の行政管区長官（Regierungspräsident）を置いている。行政管区長官は、特別行政官庁に係る権限を除き、当該行政管区における一般行政官庁の全ての任務を担い、当該管轄区域において州を代表する。また、州下級行政官庁や自治体（郡や郡独立市）の監督、州政府や州下級官庁などとの調整等も任務としている。行政管区長官は、州内務大臣だけでなく、貿易問題では州経済大臣、文化財保護では州文部大臣などのように他の大臣にも従属する。⁽⁹¹⁾なお、2009年末時点では、バーデン＝ヴュルテンベルク州に4、バイエルン州に7、ヘッセン州に3、ノルトライン＝ヴェストファーレン州に5、ザクセン州に3の計22の行政管区がある⁽⁹²⁾。

州下級官庁については、全ての州が、様々な種類の機関を多数設置しているとされる。また、

(87) 初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集（第2版）』三省堂，2010，p.175.

(88) Mahendra P. Singh, *German Administrative Law in Common Law Perspective*, 2nd ed., Berlin: Springer, 2001, pp.34-35.

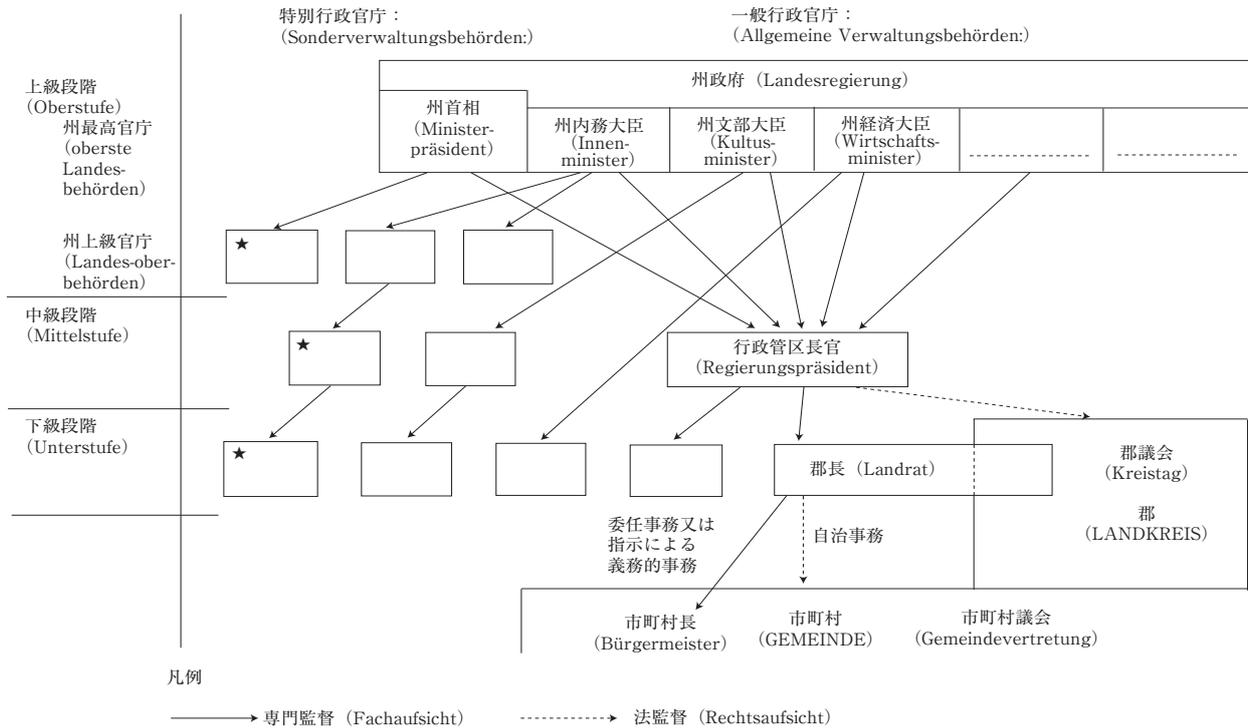
(89) Bundesministerium des Innern, *Der öffentliche Dienst des Bundes*, Mai 2009, SS.14-18. 連邦内務省ウェブサイト <<http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Downloads/DE/Broschueren/2009/oed.pdf>> ; Arthur B. Gunlicks, *The Länder and German federalism*, Manchester: Manchester University Press, 2003, pp.83-84.

(90) Bundesministerium der Finanzen, *Die Bundeszollverwaltung Jahresstatistik 2010*, S.20. 連邦財務省ウェブサイト <http://www.bundesfinanzministerium.de/nr_53848/DE/Wirtschaft_und_Verwaltung/Der_Zoll_in_Deutschland/11032011-Zolljahrespressekonferenz-anl.property=publicationFile.pdf> ; “Verwaltungsstruktur und Aufgaben der deutschen Zollverwaltung” 連邦財務省ウェブサイト <http://www.zoll.de/h0_wir_ueber_uns/a0_organisation/index.html>

(91) Hartmut Maurer, *Allgemeines Verwaltungsrecht*, 17.Auflage, München: verlag C. H. Beck, 2009, SS.557-558 ; Gunlicks, *op.cit.*(89), pp.89-94 ; 自治体国際化協会編『ドイツの地方自治』自治体国際化協会，2003，pp.75-78.

(92) Statistisches Bundesamt, *Statistisches Jahrbuch 2010 für die Bundesrepublik Deutschland*, 2010, S.36.

図2 ドイツの州行政組織の概要図（一例）



(出典) Hartmut Maurer, *Allgemeines Verwaltungsrecht*, 17 Auflage, München: Verlag C. H. Beck, 2009, S.556. を基に筆者作成

ドイツでは、自治体が、連邦や州から委任された事務を州の下級官庁として実施するなど、国（連邦あるいは州）の事務の遂行を一定程度担っている。例えば、郡（Landkreis）は、自治体であると同時に州下級官庁として、市町村や市町村連合を監督する任務も負っている。実際に、連邦法や州法の75～80%は自治体によって実施されているとの評価もある。⁽⁹³⁾

4 フランス

フランスでは、2008年末時点で、約167万人の国家公務員（常勤。雇用対策や防衛等を除く。）のうち、本省の職員は4.8万人（2.9%）にすぎず、残りは、地方出先機関（約91.3万人（54.6%））や地方教育公施設法人（約51.7万人（31.0%））、国

の公施設法人（約17.9万人（10.7%））などの職員となっている⁽⁹⁴⁾。

フランスの代表的な出先機関としては、州と県のレベルに、「国家代表（le représentant de l'État）の地位にある者」として官選の地方長官（préfet）が置かれ、「政府の各構成員を代表して、全国的な利益、行政の監督、および法律の尊重に関する任務」を担っている⁽⁹⁵⁾。各省庁も各州あるいは各県単位に出先機関を設置しているが⁽⁹⁶⁾、州あるいは県の地方長官は、それら出先機関に対する優越的な地位を有している（なお、税財務、教育等の分野については地方長官の管轄外となっている）。また、州地方長官（州の首都がある県地方長官を兼務。）は、県地方長官に対して一定の権限（調整など）を有している⁽⁹⁷⁾。

(93) Gunlicks, *op.cit.*(89), p.94; 自治体国際化協会編 前掲注(91), pp.85-86.

(94) Ministère du budget, des comptes publics, de la fonction publique et de la réforme de l'état, *Rapport annuel sur l'état de la fonction publique: Faits et chiffres 2009-2010*, vol.1, 2010, p.225.

(95) フランス第5共和国憲法第72条第6項。初宿・辻村編 前掲注(87), pp.258-259.

なお、近年、出先機関の見直しが行われており、各出先機関や県地方長官に対する州地方長官の権限強化や州及び県レベルの出先機関の統合などが行われた⁽⁹⁸⁾。

市町村レベルでは、市町村長 (maire) が地方自治体の長でありながら、国の機関として国家事務も実施する (日本のかつての機関委任事務に類似した制度とされる⁽⁹⁹⁾)。地方自治法典 (Code général des collectivités territoriales) L.2122-27 条において、市町村長は、国の機関として、地方長官の指揮監督の下で、①法令の公布と執行、②一般的な治安対策の措置、③法律により付与された特別な職務を担うこととされている⁽¹⁰⁰⁾。

おわりに

昨今の出先機関の見直し論議は、主として地方自治の充実・強化の観点からのものといえ、事務・権限の大幅な地方移譲とそれに伴う人員・財源の移管が想定されている。その実施に当たっては、個別の分野を含めて様々な課題、論点が存在することから、地方公共団体側はもとより、幅広い関係者との丁寧な議論が必要となってこよう。

(はらだ みつたか)

96) 各州に設置される各出先機関として、①州総合財務事務所・税務署統合局、②州食糧・農業・森林局、③州文化局、④州環境・地域計画・住宅局、⑤州企業・競争・消費・労働・雇用局、⑥州青年・スポーツ・社会統合局、⑦大学区局、⑧州健康事務所があり、各県に設置される各出先機関として、①県地方官庁、②県国民・社会統合局、③県地域局、④県視学局、⑤県財務局、⑥治安当局、⑦県社会統合局 (一部県のみ) がある。

97) 中垣内隆久「フランスの地方長官 (庁)」『地方公務員月報』(539), 2008.6, pp.51-76. が詳しい。

98) Dominique Brachet, *Réforme de l'organisation de l'administration départementale de l'Etat*, 29 Août 2008. 全仏市長会ウェブサイト <http://www.amf.asso.fr/document/index.asp?DOC_N_ID=8402&refer>; 植村哲「フランスの国の地方出先機関—その理念と最近の改革動向」『地方自治』(748), 2010.3, pp.46-76.

99) 山崎榮一『フランスの憲法改正と地方分権—ジロンドンの復権』日本評論社, 2006, pp.78-80.

100) この他にも、市町村長及び助役は、司法警察吏の資格を有し (地方自治法典 L2122-31 条)、戸籍吏とされる (同法 L2122-32 条)。

巻末表 国の行政機関の出先機関の現況

府省名	本府省(及び外局)に置かれているもの	機関数	管轄単位*2	出先機関の主な下部組織*3(各出先機関の所掌事務(一部)を分掌)	出先機関の定員	根拠法令			
内閣府	本府	1	府県単位	財務出張所など(20)	948	内閣府設置法 43 I			
	宮内庁	1	その他		72	宮内庁法 17 I			
	公正取引委員会—事務総局	5	ブロック単位	支所(2)	168	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 35の2 I			
	国家公安委員会—警察庁	7	ブロック単位	府県情報通信部(45)	3,814	警察法 30 I			
総務省	本省	1	府県単位	支所(1)	495	警察法 33 I			
		1	府県単位	方面情報通信部(4)					
		7	ブロック単位	行政評価支局(1)—行政評価事務所(3)					
		7	ブロック単位	行政評価事務所(85) 行政評価分室(3)					
	10	ブロック単位		1,307					
	1	府県単位		19					
	1	府県単位		42					
	8	ブロック単位		185					
	8	ブロック単位		255					
	法務省	本省	8	ブロック単位	出張所(38) 支局(49)—出張所(6)	9,590	法務省設置法 15		
42			府県単位	出張所(42) 支局(218)—出張所(40)					
8			ブロック単位	出張所(55) 支局(7)—出張所(6)					
50			府県単位	支所(3)					
8		ブロック単位		1,172					
9		ブロック単位		4,705					
財務省		本省	8	ブロック単位	税関支署(66)—出張所(81) 出張所(29) 監視署(1)	8,593	財務省設置法 12 I		
			1	府県単位	税関支署(3)—出張所(2) 税関監視署(1)				
			11	ブロック単位	税関出張所(2)				
			1	府県単位	税務署(518) 税務署(6)				
	1	その他		6					
	厚生労働省	本省	7	ブロック単位	四国厚生支局(1)—分室(3) 都府県分室(36) 沖縄麻薬取締支所(1) 沖縄分室(1)	1,799	厚生労働省設置法 17		
			47	府県単位	労働基準監督署(321) 公共職業安定所(437)—出張所(95)				
			7	ブロック単位				30	
			7	ブロック単位					

農林水産省	本省	地方農政局	7	ブロック単位	支所(3) 地域センター(59)―支所(34) 農業水利事務所など(26)―支所など(27) 事業所など(45)―支所(16)	11,934	農林水産省設置法 17					
							農林水産省設置法 33 I 農林水産省設置法 41 I					
経済産業省	林野庁 水産庁	北海道農政事務所	1	府県単位	623	20,764	農林水産省設置法 33 I					
		森林管理署	7	ブロック単位	4,528		農林水産省設置法 41 I					
国土交通省	本省	漁業調整事務所	6	ブロック単位	175	5,199	農林水産省設置法 41 I					
		経済産業局	8	ブロック単位	1,819		経済産業省設置法 12 I					
国土交通省	本省	地方整備局	8	ブロック単位	支局(1) 通商事務所(3) アールコール事務所(2) 河川国道事務所(45) 河川事務所(40) 国道事務所(40) ダム管理所(25) 港湾事務所(22) 港湾・空港整備事務所(20) その他事務所(87)、出張所など(631)	20,764	農林水産省設置法 12 I					
								北海道開発局	1	府県単位	5,199	国土交通省設置法 30
								地方運輸局	9	ブロック単位	4,259	運輸監視部(1)―自動車検査登録事務所(1) 運輸支局(51)―自動車検査登録事務所(35) 海事事務所(10)―海事事務所(10)
								地方航空局	2	ブロック単位	4,385	海事事務所(8) 空港事務所(30) 空港出張所(27) その他事務所など(14)
								航空交通管制部	4	ブロック単位	1,248	
								管区気象台	5	ブロック単位	3,090	地方気象台(48)―測候所(2) 測候所(5)
								海洋気象台	4	ブロック単位	191	
								沖縄気象台	1	府県単位	268	地方気象台(3) 測候所(1)
								海上保安庁	11	ブロック単位	11,083	海上保安(監)部(69)―海上保安署(59) 海上保安署(1) 航空基地など(39)
								環境省	本省	地方環境事務所	7	ブロック単位
防衛省	本省	地方防衛局	8	ブロック単位	2,436	防衛省設置法 33 I						

*1 内閣府設置法第67条第2項及び国家行政組織法第25条第2項の規定に基づき、官報に公示された国の行政機関の地方支分部局及び地方機関。原則として平成23年7月1日現在であるが、農林水産省については、組織再編を反映させるため、平成23年9月1日時点の内容とする。

*2 「ブロック単位」、「府県単位」や「その他」については、総務省行政管理局「国の地方支分部局関係資料」(第10回地方分権改革推進委員会会議資料)(平成19年6月27日)などの分類に依った。
*3 下記出典資料に掲載されているもののみであり、これ以外にも下部組織が設置されている場合がある(各地方環境事務所の下にある自然環境事務所など)。

(出典)「行政機関図(2011.7現在)」総務省ウェブサイトを、人事院事務総局総務課「行政機関組織図(平成23年7月1日現在)」2011.や各種法令を参考に筆者作成。